

北名古屋市監査公表第8号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき、定例監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を公表する。

令和4年4月18日

北名古屋市監査委員 大 野 眞 一

北名古屋市監査委員 桂 川 将 典

定例監査の結果について

1 監査の対象及び実施期間

都市整備課及び下水道課

対象期間 令和3年4月1日から令和4年3月25日までの所管事務

実施期間 令和4年3月1日から令和4年3月25日まで

2 監査の概要

所管事務の執行について、監査資料及び関係書類等の提出を求め審査し、関係職員から説明を聴き、事務事業の執行が適正かつ合理的・効率的に行われているかを主眼として、監査を実施した。

3 監査の結果等

監査を実施した結果、各所管の事務事業の執行処理状況については、概ね適正に行われていると認められた。なお、一部において是正を要する事項が見受けられたが、その都度、関係者に指摘して是正指導を行った。

都市整備課及び下水道課の事務事業の内容及び監査の結果については、次のとおりである。

＜都市整備課＞

主な所管事務は、都市計画、道路及び橋梁の計画、設計及び工事、準用河川及び排水路の計画、設計及び工事、都市計画道路の計画、設計及び工事、国又は県の所管する道路又は河川、公園、緑地、広場等の計画、設計及び工事、総合治水、雨水流出抑制施設の計画、設計及び工事、土地区画整理、市街地再開発、地区計画、鉄道立体交差、不動産の取得、生産緑地、地価公示、建設部の庶務に関する事務である。

全般にわたり概ね適正に執行されていると認められた。

＜下水道課＞

主な所管事務は、下水道計画、公共下水道、流域下水道、都市下水路、排水設備工事の審査及び業者の指定、水洗便所の普及、水洗便所改造資金等融資あっせん及び利子補給、下水道施設の維持管理、下水道事業受益者負担金及び区域外流入分担金、下水道使用料、上水道、専用水道、簡易専用水道、飲用井戸等に関する事務である。

(1) 収入事務について

- ア 排水設備指定工事店の指定の更新をしなかった者について、公示すること。
- イ 排水設備指定工事店から申込みを受けた工事について、完了届と公共下水道使用届が遅滞なく提出されるよう管理すること。

意 見

- (1) 下水道事業受益者負担金について、特に高額滞納者や時効完成が迫った滞納者は、適時適切な折衝、時効の更新、滞納処分等の検討をしていただきたい。
- (2) 有料頒布用の計画図等について、将来の計画変更や需要等を見込んだ部数を精査して作成していただきたい。